

事務連絡  
平成27年 5月28日

共同生活援助運営法人 代表者 様

群馬県健康福祉部障害政策課長 岡部 清

### 共同生活援助における世話人等不在日の報酬請求に関する取扱について

日頃より、本県障害福祉行政に多大なるご理解・ご協力を賜りまして、深く感謝申し上げます。

標記について、昨年度実施した実地指導等において、世話人等が不在の日に報酬を請求している事例がありました。報酬を請求するに当たっては、人的対応によるサービスの提供が必要なことから、終日、世話人等が不在の日については、報酬を請求しないようご留意ください。

なお、平成27年6月分の請求以降、世話人等の不在日の報酬請求があった場合、報酬を返還していただくこととなります。

また、世話人等の配置、サービス提供の考え方及び加算の請求については、以下のとおり取り扱いますので、お含み置きください。

#### <世話人等の配置>

世話人等については、指定基準上、利用者数及び障害支援区分に応じた最低必要数が定められており、常勤換算により当該人員を満たす場合、形式的には、指定基準を満たしていると判断されます。

しかし、利用者が必要とする支援は、利用者ごとに異なるため、それらに必要な従業員数や勤務体制を整えておく必要があります。

#### <サービス提供の考え方>

世話人等として、1日に勤務すべき時間の基準が明確に定められていないため、人員配置基準を満たした上で、利用者の状況に応じた勤務時間の設定が望まれます。

こうした観点により定められたものであれば、管理者やサービス管理責任者による直接処遇を伴わない定時的な巡回もサービスの提供に当たります。

ただし、勤務を予定していた世話人等が勤務しなかった場合（法人内で勤務した場合も含む）は、サービスの提供に当たりません。

#### <加算の請求>

加算の請求は、基本報酬が前提となるため、世話人等の不在日で基本報酬を請求しない日については、加算の請求ができません。

担当 地域生活支援係  
電話 027-226-2638



# 職員配置計算表

※ホーム単位ではなく、事業所単位で計算

## 管理者

専従(兼務可)

## サービス管理責任者

30:1

必要な勤務時間(兼務可。ただし、20人以上の場合は専任が望ましい。)

## 世話人

定員	<input type="text"/>	
職員配置基準 (A)	<input type="text"/>	:1
常勤職員の勤務時間数 (B)	<input type="text"/>	時間/週
前年度の平均利用数 (C)	<input type="text"/>	人
		←新規の場合は(定員×0.9)
	※小数点以下第2位を切り上げ	
基準上の必要職員数(D)	<input type="text"/>	人 ←(C)÷(A)
配置時間	<input type="text"/>	時間/週 ←(D)×(B)

## 生活支援員

	実利用者数		基準上の必要職員数
区分6	<input type="text"/>	÷ 2.5 =	<input type="text"/> 人
区分5	<input type="text"/>	÷ 4 =	<input type="text"/> 人
区分4	<input type="text"/>	÷ 6 =	<input type="text"/> 人
区分3	<input type="text"/>	÷ 9 =	<input type="text"/> 人
	※小数点以下第2位を切り上げ		
基準上の必要職員数(E)	<input type="text"/>		人
配置時間	<input type="text"/>		時間/週 ←(E)×(B)

## 夜間支援員

配置基準なし

※ただし、以下の場合は算定不可。

- ・夜間支援職員が、職員の自宅で待機する場合。
- ・バックアップ施設の夜勤(宿直)職員が夜間支援を行う場合。

